

イスラーム帝國における前期的資本家

の一側面

——とくに、ジャフバズについて——

岡 崎 正 孝

序

イスラーム帝國の金融業者にサッラーフとジャフバズがある。サッラーフはアラビア語の動詞 *sarafa* (兩替する) の名詞型で、兩替商のことである。一方、ジャフバズ *jahbadh* は本來アラビア語ではなく、ペルシア語の *kihbad* より轉訛したものであるが、このジャフバズが如何なるものであったかに關し、色々な解釋が試みられている。すなわち、

アラビア語辭典 *Taj al-Arus* ⁽¹⁾ には、複雑な通貨の操作になれ、貨幣業務に通じた貨幣の専門家、*Dozy* ⁽²⁾ は兩替商・貨幣鑑定人、*Karabacek* ⁽³⁾ は會計官、*von Kremer* ⁽⁴⁾ は財務官、*Amedroz* ⁽⁵⁾ は國庫出納吏、*Margoliouth* ⁽⁶⁾ は徵稅官、

Mez, Massignon ⁽⁷⁾ は銀行家、佐藤圭四郎氏 ⁽⁸⁾ は財務官・徵稅仲買人、清水誠氏 ⁽⁹⁾ は貨幣取扱吏、*Fischel* ⁽¹⁰⁾ は宮廷銀行家としていたといった具合である。

以上のように、ジャフバズを兩替商、銀行家などの金融業者とする説、カリフ廷の官吏とする説、それに徵稅人と考える説と大きく三種の定義が下されているのである。

結論より先に言えば、私はジャフバズを金融業者の一種、特に何らかの特權を附與された貨幣取扱資本家、高利貸付資本家と考える。後にのべるように、ジャフバズは徵稅人的性格、財務官的性格をも具備しているが、これらはその機能の一部を構成するにすぎず、決してそのすべてではな

いのである。

本稿ではシャフバズ、サッラーフ（とくに、その前者について）その経済的機能を明らかにし、とくに、シャフバズについては、如何なる必要性よりそれが國家財政に關與し、どのような役割を果したかを考察することにより、イスラーム帝國における貨幣取引資本家の一側面を浮き彫りしてみようと思ふ。

註

- (1) Taj al-Arus ii. p. 555. (Fischel 2449)
- (2) Dozy. Supplément aux Dictionnaires Arabes i. p. 225.
- (3) Karabacek. Mitteilungen aus der Sammlung der Papyrus Ehrherzog Rainer, Wien 1887. vol. ii. 169.
- (4) von Kremer. Ueber das Einnahmebudget des Abbasiden-Reiches von Jahre 306H. (918—919. A. D.), Wien 1887. p. 288.
- (5) Amedroz, Glossary of Kitāb al-Wuzarā p. 59. —Tales of official life from the Tadhkūa of Ibn Hamdun. etc. J. R. A. S. 1908. p. 432.
- (6) Margoliouth, H. F. (ed.) The Eclipse of the 'Abbasid Caliphate, Lond. 1921.
- (7) A. Mez, Die Renaissance der Islam. Heiderberg. 1922. p. 448.

- (8) L. Massignon, L'influence de l'Islam au Moyen Âge sur la Fondation l'essor des banques juives (Bulletin d'Etude Orientales de l'Institut Fran., cais de Damas, 1932) 一四六頁。
- (9) 佐藤圭四郎、マッバス朝社會の一考察、東北大學文學部研究年報、第七號、1956 p. 146.
- (10) 清水誠、マッバス朝における豫算財政について（下）東洋史研究一九の二、1960 p. 86.
- (11) Fischel W. J. Jews in the Economic and political life of Medieval Islam (Royal Asiatic Society Monograph XXII) Lond. 1937 p. 3—4.

一 十世紀イスラーム社會の經濟的背景 ——貨幣取投資本成立の前提條件——

本稿では貨幣取投資本家、高利貸付資本家としてこのサッラーフ、シャフバズを考察しようとするのであるが、本論に先立ち、當時の社會の經濟的背景を貨幣制度の面より光をあて、これら前期的資本の存在を可能とした前提條件は何か、如何なる經濟的必然性よりこれらの資本が存在しえたかを考えてみよう。

〔貨幣制度〕イスラーム帝國において貨幣制度が確立したのは、ウマヤ朝五代のカリフ 'Abd al-Malik の時である。

彼は種々の行政改革とともに幣制改革を行い(六九五年)、それまで流通していたビザンツ帝國やサーサン朝の諸種の通貨の使用を禁止し、ディナール金貨(法定重量 $4.231g$ 、品位九六%)とディルハム銀貨($2.97g$)を鑄造、これを流通させた。爾來、ディナールとディルハムがイスラーム帝國崩壊に至る迄、法貨として通用し、とくにイスラームが地中海貿易を獨占した九〜一世紀にかけてディナールは國際通貨としての偉力を發揮し、またディルハムは北方貿易、東方貿易の決済手段に使われたり、所謂世界貨幣としての機能も果した。

國內では、當初ディナールは舊ビザンツの金貨流通圏で鑄造され^(u)(カイロとダマス)ここで流通しており、一方、ディルハムは舊サーサンの銀貨流通圏で鑄造、流通しており、兩者の流通範圍が截然としていたが、アッバス朝の *Harūn al-Rashid* の治世(七八六—八〇九)になると、ディナールはバグダードでも鑄造されるようになり、さらに九世紀末にはイラン諸地方でも作られ、鑄造所の數は二〇カ所に達したといわれている。それに伴い從來の截然としていた兩通貨の流通圏もくずれ、これら兩圏の中間に位す

る地方では金・銀兩貨が共に行なわれるようになった。すなわち同一市場に二種の通貨が、しかも、双方とも本位貨として流通したのである。一應、ディルハムとディナールの間には一定の法定比價が定められてはいたが、その兌換は市場における金銀比價とそれぞれの通貨の品位によって恣意的に定められ、市場の兌換率によってなされていたのである。

なお、*Von Kremer* ⁽²⁾などはこのディナールの東方への浸透、カリフ政廳の帖簿がすべてディナールだてになっているところより、金本位が確立し、ディルハムは補助貨幣化したと言っているが、イスタフリなどの地理書その他の事例より考え、これを正當とすることは出來ず、あく迄イスラーム帝國は複本位を採用していたと私は思う。

「多種通貨の混在」 さて、複本位に加えて、鑄造地、鑄造官、支配者の相違による純分の差^(u)という事が考えられなくてはならない。

すなわち、當初は鑄造權をカリフが獨占し、その型も統一されていたが、カリフ *Hisham* (724—43) の頃よりこの獨占がくずれ、貨幣の型にも統一がなくなり、さらに品位

も時の支配者⁽⁵⁾、鑄造官によって恣意的に定められるようになった。ことにカリフの権力が弱化する、鑄貨の統制も行いがたくなり、各地の支配者はそれぞれの必要に応じて、スタンダードを定めた。そのため、多様な品位をもつディナールが市場に混在するという結果を生んだ。また、惡鑄も行なわれ（とくに Ma'mun と Amin の闘いの後、ブワイ朝の貨幣など）、バグダードなどの都市には購買力、兌換率の異なったディナールやディルハムが流通することになったのである。

〔貨幣の秤量化〕 先述した如く、'Abd al-Malik はウマヤ朝初期に幣制改革を行い、法定貨幣を定めたのであるが、この理由の一つは征服地に多種の通貨が流通しており、標準となる計算貨幣を設定することであったといわれている。⁽⁶⁾ すなわち、租税徴収の簡素化には計算貨幣が必要不可欠であった。しかるに、一〇〜一一世紀において、この計算貨幣はその機能を失し、秤量貨幣化したのである。これは先に述べた購買力の異なる地方的雜種貨幣の流通と、鑄貨技術の未成熟という事より推定しうるのであるが、あえて史料の裏付けをするなら、

「サリーフは一つの袋から500dinarを秤り(wazana)、ついで、別の袋より500dirhamを秤、って私にくれた」⁽⁷⁾
また、Tarikh-e-Qom の jahbadh に關する記述の中に、

「秤量(wazan)や試金(naghad)の手數料」⁽⁸⁾
という記述より、それが確證されよう。

以上のように、當時のイスラーム社會においては本位貨としてのディナール、ディルハムの併存、地方的雜種貨幣の流通、秤量貨幣化という現象がみられるのであるが、これらこそ貨幣取扱資本家としての兩替商存立の前提條件であり、かつ、兩替商の利潤搾出の必要條件でもあった。

カリフ政廳は全地方の租税の賦課、軍人、官吏の俸給の支出など、すべて法定の計算貨幣(ディナールだて)——觀念的に存したもの——でなしていたが、實際の支出は流通界にある貨幣で行なわれ、また地方より送られてくる租税も地方的通貨であった。よって、計算通貨のディナールもしくはディルハムに換算する必要があった。⁽⁹⁾ 云い換えれば、各地の通貨に詳しい貨幣取扱業者の力をかりなくては

ならなかったのである。ここに、財務官的性格を有する貨幣取扱資本家存立の前提条件が存する。

ついで、高利貸付資本成立の前提条件についてであるが、本稿は商品取引資本として機能した高利資本はその対象としておらず、ただカリフ政廳への貸付のみを扱っているの、商業界の實狀、生産構造、商品・貨幣流通の狀態などは考慮外におき、カリフ政廳の當時の貨幣需要のみを問題にしたらよい。しかし、この問題については清水誠氏の論政の中に詳述されているので、ただ當時のカリフ廷が軍費、官吏の給料支出の増大などにより財政難におちいており、ここに政廳への貸付としての高利貸付資本存立の前提条件が存していたという事だけを、へておき、重複を省きたい。

註

- (1) dinar の鑄造所については
Ehrenkreutz, A. S. *Studies in the Monetary History of the Near East in the Middle Ages. — The Standard of Fineness of some Types of Dinars.* Journal of the Economic and Social History of the Orient. 1959 Vol-

11-2.

- (2) von Kremer. *ibid.* pp. 286—7. 「九世紀以前には、歳入・歳出は金銀二本建てなされていたが、それ以後の國家の出納表はすべてディナールだけで記されている。そして、この頃、財政上に變化がおこり金本位制になった。」

また、Mez (*ibid.* p. 445). Fischel (*ibid.* p. 3—4) Lewis, A. R. Levy, A. の説を継承している。こゝで私は Massignon (*ibid.* p. 7. Note 1) の「たゞ記帳を簡素化するためにディナールだけにしたにすぎない」という説の方が妥當と思ふ。

- (3) al-Istakhri, *Kitāb Masālik al-Mamālik* (B. G. A ed by de Goeye M. J.) (卷1 Ist. 2 附記) と Ibn Haugāl, *Kitāb sūrat al-Arz* (Haug. 2 附記) との二つの dinār, dirham, 兩者ともに行なわれていた地方は次のやうである。

Jibal (Ist. p. 203. l. 12), Dailam, Tabaristan (Ist. p. 213 l. 8, Haug. p. 382. ll. 19—20) Azerbaijan, Arrān, Armenia (Ist. p. 192. ll. 3—4) など、Jazirah 及び マシク 2 つの記述はなごみ Miskawahi (III 206) のみとの兩者は流通していたことを自明である。軍人の給料 (Misk. I. 165) 官吏の給料 (Misk. II. 87) などの dirham と支給されていた例はそれよりも多く存じ、dirham が經濟學上より補助貨幣となつた事を示す事例は見當らなご。

- (4) Ehrenkreutz. *ibid.*

品位の差の一例をあげるなら、Harun al-Rashid 時代の dinār は八九—九八、七〇迄のものが存した。また一般的にマシク

- ④ dinār 迪那爾 *دينار* (Ehrenkreutz, *ibid.*)
- (6) Ibn Khaldūn, *Les prolégomènes*, transl. by, M. de Slave ii 60
- (7) Tānūkhī, *Kitāb nashwār al-muhādara wa akhbār al-mudakara*, ed. by Margoliouth, *Oriental Transl. Fund N. S. vol XXVIII*. London, 1922 (タナと蘭記) p. 204 1 20.
- (8) Hasan Qummī, *Kitābe Tarikhe Qom*, ed. Sa'id Jalāl al-Dīn Tēherānī, Tēherān (1353 A. H.) (以下 T. Q. と略記) p. 154. 1. 14.
- (9) Ehrenkreutz, *ibid.*
- (10) 清水氏' 前掲論文。

二 サッラーフ

サッラーフは序に述べたように、本来は兩替をその本務としたのであるが、商業の發展に伴い銀行家的性格をも持つにいたつたようである。すなわち一世紀の人でイスラーム圏を廣く旅行した *Nasiri Khosrow* の旅行記 *Sefer Nameh*⁽⁹⁾ のバスラにおける記述をみると、

「この商業の狀態は次のようである。人々はサッラーフに金をあずけ、サッラーフより *Khaitt* を受けとる。」

そして、物を買った時にはその代金支拂をサッラーフ宛への *Hawāla* で行う。私がこの町に滞在中、*Khaitt-e Sarraf* 以外は使われなかった。」

つまり、バスラでは人々がサッラーフに預金を持ち、それに對して今日の小切手帖の如きものをうけとる。そして支拂の際にはサッラーフ宛への支拂指圖書を振り出していた。すなわち、サッラーフは預金業務と小切手取扱業務を行っていたといえようが、これも當時の通貨の混亂と金融制度の發達との必然的歸結と考えられる。

また、小切手取扱を示す今一つの例として *Tānūkhī*⁽¹⁰⁾ である歌手が謝禮としてルクア(小切手⁽⁹⁾)をえた時の話が出ている。

「そして彼は私(歌手)にルクア *ruqu'an* をかき、私にくれた。それはサッラーフに五〇〇ディナール〔支拂うこと〕を命じたものであった。」(Tan. p. 203. II. 14-15) これはバグダードにおける例であるが、ここでもサッラーフが小切手(*ruqu'an*)を扱っていたことが知られるのである。

また、このつづきに、

それから、私は Darb 'Aun (バグダードの金融街) にそのサッラーフをたずねた。そして彼にそのルクアを差し出したところ、彼は、「あなたがこの中(ルクアの)にかかれてゐる名前の人ですか」ときいた。私は「そうです」と言うと、彼は「あなたは私達が儲けるためにこの仕事をしてゐるのだということを御存知でしょうね。このような場合には一デイナーにつき一デイルハムいただくことになつてゐるのです」と言った。(Tān. p. 204. II. 4—7)

この記述より吾々はサッラーフの利潤抽出の一つの方法を具體的に知りうるのである。すなわち、サッラーフは現金などの預金をうける。この時に預金利子を拂つていたか否かはわからないが、この預金に對する支拂指圖書を現金化する際に手数料をとつていたのである。一デイナーにつき一デイルハムといへば當時の交換比價は一対二〇〜二五であつたから、五〜六%ということになり、もしこの小切手取扱業務がバスラにおける如く、一般化してゐたと考へてよいなら、手数料からの収入はサッラーフの利潤抽出の一つの大きな源となつてゐたと考えられよう。

さて、以上はサッラーフの預金⁽⁶⁾、小切手取扱業務を示すものであつたが、彼らとその蓄積した貨幣を商業資本としてコンメンダなどに投下してはゐなかつたか。また、消費貸付という形で高利貸付に轉化しなかつたか、という點に關し、それを具體的に示してくれる史料は見出してゐないが、

「Nasir al-Daula al-Hamadani が Baghdād へ Amir al-Umarā⁽⁶⁾であつた時(九四一—二)サッラーフ達が高利をえてゐるという事をきいたので、彼らを呼び、訓告し、以後、高利をとらないように誓わせた⁽⁷⁾」とあり、サッラーフ達が、兩替、商業活動、預金などによつて蓄藏してゐたものを、高利資本に轉化してゐたといふことが伺ひ知れるのである。さらに、ヨーロッパのカンブソーレスの如くに振替業務をも行なつてゐたか否かについては、何らの資料もないが當時の手形流通の状態、さらに、經濟的にはサッラーフとほぼ同じ機能を果してゐたジャフバズが振替業務も行なつてゐたといふことなどから、サッラーフもこれに關與してゐたものと思われる。

注

- (1) Sarraf はイラクで現存し、小貿易商などはこれより短期の融資をうけてゐる。

尙 Harris は Sarraf はメダヤ人が主で傳統的な金貨とつづいて (cf. G.L. Harris, Iraq, New Haven 1958, p. 192, p. 226)

- (2) Nasiri Khosrow, Sefer Nameh, ed. by Schefer, Paris, p. 85, 1.25—p.86 l. 4.

- (3) ruq'ah につづいては、西南アジア研究六號所収の拙稿「イスマーティム帝國における手形、小切手につづいて」を参照された。尙 'dinar' と dirham の九〇〇年頃からの一〇〇〇年頃の交換比價の變遷は次表のようである。

年	912	913	919	922	927
dinar に対する dirham の比價	15	15	14.5	11 $\frac{3}{4}$	15
出 所	Tān	Sābi	Misk I	Sābi	Qudāma
年	8	80—81	71	79	249
年	927	933	941	943	968
比 價	16	14	10	15	15
出 所	Misk I	Misk I	Misk II	Misk II	Haq
	165	273	31	54	218

年	999	1001	1002
比 價	20	25	40
出 所	Sābi	Misk III	Sābi
	395	442	484

- (5) Sarraf に對する預金の事例として、Abū Ali al-Khazān, といふ人による Sarraf の五萬 dinar の預金をめぐる (Nasiri Khosrow, p.236) Ali b. Tān は一萬ヤシ dinār を持つた。 (Misk, II, p.188)

- (6) Amir al-Umarā' につづいては清水誠氏前掲論文「三四頁參照」。

- (7) Hilāl al-Sābi, Kitāb tuḥfat al-Umrā' fi ta'riḥ al-Wuzarā', Leiden, 1904 (ズル Sābi と薩巴) p. 281.

三 徵 税 請 負

Lambton が「Landlord and peasant in Persia」の中に、クム地方におけるシャフバズの徵税請負をあらわす Tārīkh-e-Qomm の文書を紹介してより、⁵¹⁾ シャフバズが徵税請負にたずねあつてゐたことが明らかとなつた。Tārīkh-e-Qomm は三十七年 (988 A. D.) Hasan b. Muḥammad

b. Hasan Qummi によって書かれたもので、その中には財政文書や他の多くの社會經濟史料が含まれている。ここで使うのもその中の二つ、すなわち、納税民の手になるものと、ジャフバズがカリフに送ったものである。ここでは、この二つの文書よりジャフバズが如何に徴税取立業務に參加していたかを考察しよう。

まず、ジャフバズが選任せられた経過は次のようである。ジャフバズである Ahmad b. Ishāq Aummi がカリフにあてた徴税請負の契約文書の冒頭に、

『三〇年 (922 A. D.) と前年の滞納分のクム地方ハラージュとディヤウを集める権限を持ったカリフのアミール Ali b. Muḥammad b. Saḥl は、納税民からそれらを完全に徴收しえないことを知り、徴税をジャフバズに委託しようと考えた。そこで彼は納税民に、ジャフバズを選任し、『吾々は某々を選びました。そして、吾々は彼を保證し、彼の所有になるもの（即ち、彼の集める額）を保證致します』と書くように命じた。

そこで、ジャフバズを選任し、カリフに對するジャフバズと税額の保證書をかくために、すべての者が集まっ

た。(T. Q. p. 153, II. 10—18)

また一方、納税民がカリフのムクタデイルにあてた文書には、

クムのハラージュやディヤウの徴收にたずさわっているアミール某々は、クムのハラージュやディヤウ、また、これらに附屬するもの〔附加税〕に責任をもつジャフバズを選ぶように、吾々に要請した。このようなことは、當時の習慣であり、ジャフバズを選び、彼を保證し、彼が責任を果しうる正當な額を保證するのは、吾々の義務である。そこで吾々は某々をジャフバズに選び彼を任命した。(T. Q. p. 149, II. 18—22)

すなわち、徴税の責任者たるアミールは直接徴税にあたらず、これを第三者に委託した。この場合、納税民に自主的に請負人を選ばせ、アミールが彼に徴税權を委譲した。そして、この請負人を選ばれたものがジャフバズと稱されたのである。

この習慣は單にクム一地方のみに行なわれていたものではなく、

ワシトのジャフバズ⁽⁵⁾

「アフワーズのジャフバズ」(Misk. 349)
 などの表現のあるところより、これが他の地方でも行
 なわれていたことがわかるのである。

ついで、ジャフバズよりカリフへの文書のつづきに、

「ハラージュを(納税民が)納めに來た時に、私(ジャフ
 バズ)を監視するために納税民のためにおかれた書記の
 前で、私は受取をかき、その受取の中に日時をかきこむ。
 そして、書記もそれを記帖し、私がその記録を集計、捺
 印したのち、デイワーン〔地方政廳の *Diwān al-Kharāj*〕
 へ送付する。徴税した金は、その「デイワーン」ハジ
 ナ〔財庫〕やバイトル・マール〔國庫〕へ送付が命じら
 れると、私はそれらを送金する。」(T. Q. p. 154, II. 7-13)
 すなわち、この資料より①ジャフバズのもとにはアーミ
 ルより書記が派遣されていた。②ジャフバズは徴税額とそ
 の日時を記入した記録だけを、地方政廳に届けた。③一方、
 徴税した金は一時ジャフバズが保管し、アーミルの指示に
 よってこれを地方政廳の財庫や國庫に送付した。というこ
 とが判明するのである。とくに、公金の一時保管と公金輸
 送も委託されていた、という面に注目しなくてはならな

い。また、

「それ〔徴收された税金〕は『*Ali b. Muḥammad*〔アー
 ミル〕やその官吏の發行した *Barāt*〔支拂指圖書〕の支
 拂にも使われる。」(T. Q. p. 153, II. 22-23)

とあり、保管している公金に對して振出された支拂指圖
 書の支拂にもジャフバズが應じていたのである。

さらに、徴税業務に對する手数料について、

「秤量や試金の手數料、その他の手数料はカリフの歲
 入からは差し引かない。また、國庫へ送金するさいの駄
 獸をはじめ送金に要する費用などはスルタンのものから
 は差引かず、納税民より *Ḥaqq-e-jahbadha* 秤量の手數
 料を徴收し、これにあてる。もし、これに餘剰が出るよ
 うな場合には、それは三一〇年のハラージュとともに國
 庫に送る」(T. Q. p. 154, II. 14-22)

と記されている。これはジャフバズが官吏であつたか、
 否か、を判斷するに恰好の資料であると思う。もし、ジャ
 フバズが官吏であつたなら、國家または地方政廳より俸
 給の給付をうけていたはずである。しかし、この記述はそ
 れを否定している。ジャフバズは給料をえていたのではな

く、秤量の手数料とか *Haqq-e-jahbadna* などにより報酬をえていたのであり、官吏とはいえない。

では、何故にアーミルはその第一の任務たる徴税を第三者にゆだねたのであろうか。

中央よりの賦課額は法定の貨幣単位で示されていたが、これが地方的通貨の名目価値と一致しなかったことはすでにのべた通りである。そこで、實際は徴税を行うにあたって、この賦課額はそれに相當する純金の量に換算され、しかるのちに再びその地方の通貨になおされていたのである。また、納税民はその地方に流通していた多種の貨幣をもつて納税したため、徴税にあたるものには、その貨幣の實質的價值を判定しうる能力が必要とされたのである。地方政廳の官吏ではこの複雑な操作がなしえず、ためにアーミルは徴税業務を貨幣取扱になれた者に委ねたものと思われる。

つぎに、ジャフバズの利潤抽出についてであるが、*Tārīkh-e-Qom* の記述では、ジャフバズが納税民より *Haqq-e-jahbadna* などの手数料をとっていたことになっている。また、この額がいかにほどであったかは前記資料からは明ら

かでないが、これが彼らの唯一の収入源であったとは考えられない。というのは先にのべた兌換率の決定は當時の通貨事情より恣意的に定めることも出来、それより不當な利得もあげたと考えられるからである。

これは *Tānūkhī* が

「この〔徴税〕の仲介人として、二人のユダヤ人のジャフバズは、アフワーズの税金から利をえていた、(Tān. p. 8, 1. 26)

という記述をしているところより、推測せられるのではなからうか。

もし、徴税請負における利潤抽出が正規の手数料だけにやらず、徴税のさいの貨幣取扱によってもなされたとするなら、この徴税請負という仕事は利潤創造に恰好の仕事ということになる。一應、納税民の自主的選出によつたという事になっているが、これは表面的現象にすぎず、ジャフバズとアーミルとの結びつきといったことも考えられるのである。

また、ジャフバズには公金の中央への送付もその義務の一つであることを先に見たが、これは、ジャフバズが現金

輸送を可能にする手段、能力を具えていた事を示すものである。

以上の諸例より、ジャフバズは正式の官吏ではなく、徴税業務とそれに關連した公金出納、公金輸送を委託されていた貨幣取扱業者であつたと考えてよい。

注

- (1) A. K. S. Lambton, *Landlord and peasant in persia*, London, 1953. pp. 41—45.
- (2) Miskawaih, *Tajarib al-Umam*. London, 1920—21. 1. 379.

四 カリフ廷に對する高利貸付

イスラーム法は高利貸付を固く禁じ、この禁令(リバー禁令)⁽¹⁾はイスラーム法の中でかなりのウェイトを占めている。しかし、この禁令にも拘らず現實には擬制的賣買契約、利子參加組合、土地その他の質入れなどを通じ高利貸付が行なわれていたようである。

しかし、一〇世紀にもなるとリバー禁令は名目化し、カリフが、また、政務を司るワジールが、このリバー禁令の過程を通じて貨幣取引を獨占するに至つたユダヤ人より、高

利を拂い借金をするようになったのである。

一〇世紀初頭の國家財政は、増大する官吏、軍人の俸給支拂のため常に不安定であり、この財政危機を切り抜けるため、一時的な手段として王領地の賣却、個人財産の一方的沒收、役職の賣買⁽²⁾、徴税官より税金の前納などの手段を講じたが、この外に財政危機を切りぬける手段としてとられたのが、税金を擔保とする借款と、ジャフバズよりの借款である。

サービーの傳えるところによると、⁽³⁾ムタデットがカリフに就任した時(八九二年)、ワジールはある人から、ある地方の税金を擔保に 7000 *dinar* 借りた、ということであるが、この傾向は一〇世紀に入るとますます顯著になり、本稿の中心課題たるジャフバズが帝室貸付に大きなウェイトを占めるようになったのである。

ワジールの *Ibn al-Furāt* は官吏の給料支拂のための財源をうるために、*Ahwāz* のジャフバズであるユダヤ人の *Yūsuf b. Fanhās* を呼び一カ月分の給料支拂相當額の借款を申しこみ、難澁する *Yūsuf* を説き伏せ、借款をうることに成功した。⁽⁴⁾ (*Sabi* p. 178)

ワジールの 'Ali b. 'Isā がユダヤ人のジャフバズである Harūn b. Imran と Yūsuf を呼び、

「汝らは、汝自身と子供に加えられる刑罰を避けたいとは思わないか。……私には毎月六日迄に軍隊に支拂らねばならない金が必要なのだ。それは毎月三萬 dinār ほどだが私には月始め一、二日のうちにそれを調達しえない。だから毎月始めに、一五萬 dirham 借してほしい。勿論 Ahwāz の収入からそれだけのものは返済しうるはずだから。」

二人のジャフバズは、なかなかこれを承諾しようとはしなかったが、ワジールは二人が同意するまで説きつづけ、そして承諾をうるや、早々に使を遣わし、その金をとりに行かせた。(Sabi pp. 80—81)

この二つはともに Hilāl al-Sabi の傳えるものである。すなわち、ワジールは Ahwāz のジャフバズ (アフワーズの徴税請負人) より、その税金を擔保に借款をえていたのである。

では、このような場合、利子はどうなっていたか。ミスカワイヒに、

「ワジールは 1 dinār につき 1 dirham の習慣になっている利子歩合で、徴税官よりその歳入を前借りした。」 (Misk. I. 220)

また、

「黒人 Muṭlif はたびたびワジールのカルワダニーを訪れ、Barīdī や他の者の金を 1 dinār につき 1 dirham の利子率でかした。」 (Misk. I. 213)

とあり、これらより、當時の利子率は 1 dinār につき 1 dirham であったことがわかる。この徴税官がジャフバズを意味したのか、否かはわからないが、徴税官ですら高利をえていたのであり、ジャフバズの帝室貸付のさいにも同様に 1 dinār につき 1 dirham の利子を要求していたものとしてよからう。また、この額はミスカワイヒが「習慣となっている」 (ala rasmani) と述べているように、通常利子率と考えてよい。

つきに、1 dinār につき 1 dirham という額はそれが年單位のものか、月毎のものか、この資料だけでは判然としないが、第一にスフタジャ (手形) 割引のさい、一月に 1 dinār につき 1 dirham 支拂らっているということ (後

述)、第二に、1 dinār を 15 dirham と換算すれば、この利子率は年に六分七厘弱となり、高利を特徴とする前期的資本下の利子率として、これを年毎のものとする事は妥當でない。以上、二つの理由より、私はこれが月毎のものであり、その利子率は六分七厘、年率にして、約八割であったと考える。

しかし、この利子率について、それが三〇%であったとする説がある。すなわち、Mez, Massignon, von Kremer⁽⁴⁾ などがそうである。

von Kremer は、論據となる資料をあげていないが、Mez は、スフタジャの割引率をもって貸付利子としているのである。すなわち、先にあげた 1 dinār につき $\frac{1}{4}$ dirham を通常利子率と考え、さらに、1 dinār を 10 dirham と計算して、三〇%(年)なる數値を導き出しているが、この $\frac{1}{4}$ dirham なるものは決して通常の利子ではなく、また、一對一〇という交換比價は法理論家が理想としたものにすぎず、ダイナールとデイルハムの交換比價を正しく伝えるものではないのである。よって、Mez の年三〇%説は、當時の利子率を正しく伝えるものとはいえない。

次に、Massignon は「毎月第一週に、Ahwāz の税金を擔保に銀行 (Jarbadh) より金を借りた。それは、年三〇%の利子でスフタジャによって、バグダードの商人より貸付をうけるよりも、また、貨幣を鋳造するよりも國庫にとつては有利だった。」とのべ、①ジャフバスが貸付ける際には、利子なし、又、年三〇%以下であり、②商人を通してスフタジャを擔保に貸りる時には、年利三〇%であったといっている。しかし、①のジャフバスによる貸付のさい無利子、低利子であったということは先記の通り考えられないし、②のスフタジャを割引いたのは商人となつてゐるが、この商人こそ、後にものべるようにジャフバスなのである。また、三〇%なる數値も、Mez と同じ方法で導き出したものと思われるが、これも上記の理由によって承服しない。

よって、私はジャフバスが税金擔保に貸付けたさいにも、通常利子率 (1 dinār につき 1 dirham) を請求していたものと考ええる。つぎに、ジャフバスとカリフ廷との結びつきに言及しよう。

ジャフバズは後に考察するように、ワジールなどの金を預かっていた。ワジールの更迭の際に、新任のワジールは前任者の財産を調べ罰金を課するのが常であった。この時前任者のジャフバズを呼び出し、その隠匿財産を追求するのであるが、もし不当な金をジャフバズが預かっていた場合に、預金主たるワジールや高級官吏は多額の罰金を課せられているが、一方ジャフバズは不問にされているのである。これはジャフバズの財源が國家財政にとり魅力あるものであった事を物語るものだと思う。

ターヌーヒに、

「スルタンは彼ら〔ジャフバズ〕を失脚させようとは思わず、彼らにジャフバズの地位を保たせた。必要な場合に商人達はジャフバズを通して、ワジールに金を貸していた。もしジャフバズが失脚し、商人達と取引のないものがジャフバズになるようなことがあれば、カリフの政務は停頓してしまうであろう。」⁽¹⁾

という記述があり、これより商人資本の介在者としてのジャフバズの存在がある程度明らかになるのである。すなわち、カリフ、商人兩者の信用を有すジャフバズは、自己

の金を貸したのみならず、商人の金も國家に融資していたのである。このような事情にあればこそ、カリフ廷はジャフバズに對して表面的には借款の強制を行なっているが、實質的にはジャフバズの資金、その信用に頼り、これに政治權力でもって強壓を加えることは出来なかつたのである。一方、ジャフバズとしてもその信用を利用し、商人より遊休資金を集め、それをカリフに貸付けることにより、王侯貸付には必らずつきものの特權を享受し、益々その經濟的な力を強めていったものと思われる。

なお、ジャフバズが帝室貸付のみならず、商業資本として企業信用も行なっていたのではないかと推測されるが、今の所それを具體的に示す資料はみつかつていない。

註

- (1) リバー Riba とは高利のことであるが、イスラーム法における高利の概念はヨーロッパのそれとは廣義に解釋され、反對給附なしに得られるすべての利益に適用されている。コーランでは三の一五、三〇の三八、二の二七六―二八〇、四の一五八一―一六〇にこの禁令が出ているが、これらはすべて Mecca 期ではなく、Medina 期に屬している所より、マホメットが Medina におけるユダヤ人の理論と實踐を知悉したことによると考えられている。

cf. Shorter Encyclopaedia of Islam, Leiden, riba の項
(by. J. Schacht)

- モハネス・クラウス回教の經濟倫理。一九四四。
(2) Fischel, op. cit. pp. 21—22.
(3) Sābi, 10—11.
(4) Mez, op. cit. p. 454.
(5) Massignon, op. cit. p. 5.
(6) von Kremer, op. cit. p. 304.
(7) Islamic Culture, 1929. p. 505. Margoliouthの翻譯參照。

五 振 替 業 務

さて、吾々はすでにジャフバズが税金の中央への送付にも關與していたのを見て來たが、ここではそれに關連したジャフバズの振替業務について言及しよう。

Miskawaini に

『‘Alī b. ‘Isā [カリフ、Muqtadir のワジール] が失脚し、Ibn al-Muqlah がワジールになった時、彼は各地に租税の送付を命じた。Ahwāz の徴税官はその命令がとどくや、三〇萬 dirham のスフタジャを送り、muqlah はそれによつて國政を遂行しえた。』(Misk. I. 187)
すなわち、地方政廳は中央へ税金を送る場合、現送によ

るほか、盜難を避けるため、また、送金の迅速化をはかるためにスフタジャを利用したのである。このスフタジャによる送金は上記 Ahwāz のみならず、Fars, Isfahan, 東方諸州、エジプトなど、廣く各州から中央への送付の便に供され、また、これの利用も Khuvārizmi が行政用語彙集である『知識の館』の中で、『スフタジャは周知のごとし』⁽⁵⁾といっているほど一般化していたらしい。

この章では、租税の送付を扱っていたジャフバズとこのスフタジャの結びつきを考察し、それより振替業者の性格をも有するジャフバズについて考究しようと思う。しかしジャフバズがスフタジャの取扱をしていたことを示す具體的資料は未だみあたらず、ここではスフタジャの經濟機能⁽⁶⁾を明らかにし、それが手形の一種なることも斷じたのち、ジャフバズとスフタジャの結びつきについて推察を加えることとする。

スフタジャは信用狀、小切手、爲替手形と定義⁽⁶⁾されているように、色々は目的のために使われたらしいが、旅行者小切手、送金爲替、爲替手形としての機能を、それぞれ史料裏付けをしながら説明してゆこう。

まず第一に旅行者小切手の如くに使われた例であるが、
Tanūkhi に

私 [Ahwāz の徴税人 Ibn Abi Aral] はその夜、ボ
ロをまとい、馬にのって二人の召使いと案内人をつれ
5000 dinār のスフタジャ以外何もたずに逃げ出した。
(Tān. 104)

とある。すなわち、Ibn Abi Aral は 5000 dinār のス
フタジャだけをもって、各地を逃げまわることが出来た。
換言すれば、このスフタジャは、旅先で現金とする事が可
能だったのである。また、Mez の引用せる Masāri' al-
Ussāq によると、ある學者は 5000 dirham とスフタジャ
をもってスペインを旅したとのことである。

さらに、Tanūkhi は、旅行者が Basra のある人の所(恐
らく金融業者であろう)へ、延拂のスフタジャをもって來
た話を傳えている。

これらの資料より、スフタジャは今日の旅行者小切手の
如くに使われたのを知りうるのである。

次いで、送金爲替としてのスフタジャであるが、これに
ついて、殊に公金送付に使われた例は枚舉にいとまなく、

この章の冒頭にあげた一例をもって省略し、最後に負債相
殺の用をなしたスフタジャに言及しよう。⁽⁶⁾

Tanūkhi に Jibāl の町 Dinawār の人が Baghdād に
いる従弟に財産をのこして死んだ時、故人の友がその遺産
を處分し、スフタジャで Baghdād の相續人にこれを送っ
た話がある。

「彼 [Baghdād の相續人] はその〔遺産〕三分の二を
スフタジャでうけとった。それは額面 700 dinār, 四〇
日延拂のもので、カルフ [Baghdād の一地區] の棉商
人宛に振り出されたものであった。」(Tān. 234)

すなわち、これは Dinawār で財産處分の際、棉商人に
債權を有する者がこれを購入し、その代金支拂を債務者たる
棉商人に振替えさせたものと解釋出来よう。つまり、ここ
でスフタジャは Baghdād の遺産相續人に對する送金手段
と、Dinawār で購入した者と棉商人間の負債相殺手段と
の二つの機能を果しているのである。またこのようにスフ
タジャが西洋中世末期のリーテラ・アペルタの如くに機能
していたことについては、アラビア語辭典 Taj al-Urūs (I,
59) に、

。スフタジャの最大の利點は、商人が各地方においている代理人宛にスフタジャを振り出すことにより、取引地間の決済を簡素化することにあつた。

と述べている事より伺い知れよう。

以上述べた如く、スフタジャは送金爲替、爲替手形として機能したのであるが、遠隔地間に振出されることを原則としたため、これには一定の支拂日が決められていたようである。

すなわち、

諸州より届き、まだ満期の來ていないスフタジャ

(Sabi 81)

四〇日延拂のスフタジャ (Tan. 234)

などの表現があるところより、それは明らかとならう。

そして、この支拂日が來れば正金化されるのであるが、もし、支拂日以前に現金を必要とする時には、之を割引くことも出来たようである。

以上みたごとく、スフタジャは爲替手形であり、送金爲替である。すなわち、商業上の必要性より生まれ、商業界に行なわれたものである。そして、これは商業にたずさ

っている者、もしくは貨幣取引を營んでいる者によって操作される性格のものである。

さて、公金送付のために使われたスフタジャであるが、この振り出し、換金の方法については資料の傳える所のみよりは、つまびらかにされていない。

しかし、ワージルの Ibn al-Furāt がエジプトのアーミル Matrai に對し、

汝は租税の送付を使用によったか。それとも商人あてのスフタジャによったか。(Sabi. 93)

と質しているところより、これが官吏以外の者の手を経ていることが判明するのである。すなわち、アーミルは徴収した税金を「商人」に託し、その商人よりスフタジャを受けとり、これを中央に送る。中央ではこのスフタジャを振り出し人指定の者の所へ持つてゆき、ここで現金化したものと思われる。

では、この公金爲替の取扱いをしたのは誰であろうか。

前記資料では一應商人となつてゐるが、公金を扱う以上カリフの信任厚き者であつたに違ひない。ここで想起されるのはジャフバズが公金の送付に關與していたということ、

それに、ジャフバズがカリフの信用を得ており、公金取扱（次章でのべる公的支拂委託業務、徴税などをさす）をなしていたことである。もし、政廳が民間人に公金を營業務を擔當させるとしたら、ジャフバズこそ、その第一の適任者ということになるのではなからうか。また、

‘‘*‘Alī b. ‘Isā* は給料の支拂日が迫っているにも拘らず、何ら財源をもたなかった。そこで彼は、諸州から届き未だ満期の來ていないスフタジャで商人達（ここでは *Hārūn* と *Yūsuf* の二人のジャフバズをさす）から一萬 *dīnār* 借りた。そして、そのために 1 *dīnār* につき 1.5 *dānaq* ($\frac{1}{4}$ *dirham*) 拂ふ、その額は月に 2500 *dirham* になった。’’ (Saib. 81)

という記述がある。これは恐らく手形割引を示すものである。もし、ジャフバズがスフタジャの取扱いに關與していないとしたら、ワジールは正規の支拂人の所でこれを割引かせたはずである。また、*Hārūn*, *Yūsuf* の二人のジャフバズに割引かせたのは一回きりの事ではなく、サービ

ーが、この習慣は *Yūsuf* と *Hārūn* また彼のの後繼者によつ

て一六年間つづけられた。’’ (Saib. 81)
といっているように、習慣的に行なわれたものであり、手形割引は二人の *Arwās* のジャフバズによって行なわれたのである。

この二人のジャフバズはカリフ廷の寶庫たる *Arwās* の徴税を請負い、カリフ廷へ貸付をし、ワジールなどよりの預金を受けており、更に、スフタジャの割引をしていたのである。これらの事から判斷すれば、*Baghdād* におけるスフタジャの支拂人はこの二人のジャフバズであり、地方での振出人はこの二人のジャフバズと取引關係をもつジャフバズ、また他の金融業者であったとしてよいであろう。

以上述べた如く、ジャフバズはスフタジャの取扱いをなしていたと考えられるが、これは、ジャフバズが廣汎な信用取引網を有しており、振替業務に従事していた事を證佐するものがある。

註

- (1) *al-Khwarizmi*, *Maṭā‘ih al-Ulūm*, ed. by G. V. Vloten, Leiden, 1895, p. 62.
- (2) *Wahmund*, (*Handwörterbuch des Islams.*), *Fischel* (op. cit. p. 18), *Mez* (op. cit. p. 447), *Massignon* (op. cit.

p. 7) 及び Letter of Credit, Belot (vocab.), Amedros (gloss. p. 62), Duri (op. cit. pp. 173—76) は Bill of exchange, Fischel (op. cit. p. 18), Amedrolz (gloss p. 62) は Cheque と定義している。

(3) Mez, op. cit. p. 447.

(4) Tan, VIII p. 131.

(5) 送金爲替としてのメソポタミアについて Duri は Studies of the economic life of Mesopotamia in the 10th century, Baghdad. 一九五二、一七四頁の中で、夫の不在中に妻が夫より 200 dinār のメソポタミアを受け取ったと云う Tanukhi の記述を紹介している。

(6) 當時の爲替手形による取引の例として 寶石購入代價を桑椰子商人宛に振り出した手形によって支拂ったという記述 (Misk, II, p. 54) や Baghdad の家具の代金支拂を O-man, Mausil 宛に振り出した手形であったと云う Misk-awahi (III, p. 138) の記述などより、手形による相殺の行なわれていたことが知れる。

六 預金業務・小切手取扱業務

當時の人々は盗難とか國家による沒收から自己の財産を守るため、地中に埋めたり、⁽¹⁾ 井戸の中や、小屋の中にかくしたりしたが、ワジールなどのよく利用したのは、ジャフ

バズやサッラーフに對する預金という方法であった。サッラーフに對する預金は先に一寸觸れたので、ここではおくとし、ジャフバズがワジールなど政廳高官より金錢の預託をうけ、さらに、公金保管、それに伴う公用小切手の取扱を行なっていたことを明らかにしてみよう。

ワジールが自己の金錢を特定のジャフバズに預けていた事を示す資料は數多くあるが、その一例として、

『警視長官』Nazūq が Hamid (「更迭させられたワジール」) の部下を逮捕したとき、ワジールの Ibn al-Furāt は財務長官 Hisham に (Hamid の) ジャフバズ Ibrahim を取り調べ、彼の預金に關して質するように命じた。Hisham はこの命令を實行し、ジャフバズは彼が Hamid の金一〇萬 dinār を預っていることを自由し、Hamid や彼の部下の金はそれ以外に預っていないと誓った。(Misk, I, 95)

ここに出てくる Ibrahim は Hamid のジャフバズであり、Hamid は自己のフライベートな金を彼に預けていたのである。また、他のワジール達もそれぞれ自己のジャフバズをもっており、その者に預金していたようである。先

に出た *Hārūn* と *Yusuf* は *Ibn al-Furat* のジャフバズであり、また、氏名はわからないが *Khasibi* にも *Ali b. Isā* にもその特定のジャフバズのいたことが明らかにされている。

また、ワジールの中には當然國庫に收納さるべき金を不法取得し、それをジャフバズに預けていた事もあった。すなわち、*Ibn al-Furat* がワジールを更迭させられた時の取調べで、

「私は罰金より私の手にした一六萬 *dinar* を *Hārūn* とその息子に預けている。」 (*Misk*, I. 128)

と白狀し、その一六萬 *dinar* は即刻國庫に收納された例を *Miskawaihi* は傳えている。

また、更迭のはげしかった當時のワジール達は⁶⁾更迭の際の没収を回避するために色々手段を弄したようである。

「*Ibn al-Furat* は書記の *Ibn Farājāwaini* を通じて多額の金を、商人や書記にあずけておいた。彼は受託者の名を知らなかったので、その財産目録にはこの事がのせられていなかった。彼が再びワジールになった時、*Ibn Farājāwaini* は一文も間違えずに、この預金を引き出し

えた。」 (*Misk*. I. 44)

さて、ワジール達は以上のように自己の金錢を特定のジャフバズに預けていたのであるが、この金額は非常に多額に達していたと考えられる。例えば *Ibn al-Furat* の如きは、没収金や賄賂のすべてを預け、その額は一〇〇萬 *dinar* を超えていたといわれている。 (*Tan*. VIII. 24) ところがジャフバズの一つの大きな資金源にもなっていたと考えられるのである。

また、ワジール達は没収・盜難などの危険から守るためのみならず、この預金に對して支拂指圖書を振り出し、支拂手段の簡素化のためにも、ジャフバズを利用していた。

「彼〔ワジールの *Ibn al-Furat*〕は矢立をとり寄せ、*Ali. b. Isā* の罰金支拂を援助するためにジャフバズの *Hārūn b. Imrān* に對して、二千 *dinar* 支拂うように命令をかけた。」 (*Misk*. I. 112)

とあるところより、私的な支出にジャフバズ宛への支拂指圖書(小切手)を振出していたことが知られるのである。

さて、以上はジャフバズがワジールの私的な金を扱って

いた例であるが、この外にカリフ政廳の公金をジャフバズが保管し、それに對して振出される小切手による支拂に應じていた事に言及しよう。

徵稅請負の項で、ジャフバズが公金の保管をし、また、その送金に關與していたこと、振替業務の項では地方よりの税金は Baghdad にいるジャフバズ宛へのスフタジャの形で送られ、政廳はこのスフタジャをジャフバズのもとで換金したことを見て來たが、これよりジャフバズが公金の保管にもタッチしていたことは明白である。そして、この預金に對して、ジャフバズ宛にサックなる支拂指圖書が振り出され、これによって色々の公的支出がなされていた。キハツ油と芦のむしろ購入のために使われた dirham の、ジャフバズ宛に振り出されたサックを私は見た。

(Misk. I. 416)

これはある罪人處刑の際に使われた油とむしろの支拂いをジャフバズ宛へのサックでなした例であるが、軍人の俸給支拂いにもこれが使われている。

Khuwārizmī (p. 38) に、

「サックは軍人の俸給の支拂いに使われる。」

とあるほか、⁽³⁾Sabi や ⁽⁶⁾Miskawaihi にも軍人の俸給支拂いをサックでなした記述がある。

このようにジャフバズがサックの引受けという面で公金出納に關與したことから、ジャフバズを國庫出納官、財務長官などと考える説もあるが、これはジャフバズが徵稅請負、送金、公金保管などを行なっていたという事より必然的に生じたものであり、ジャフバズの機能のこの一面だけ見て官吏と論ずる事は正しくない。

註

- (1) Misk. II. 80
- (2) Misk. I. 158
- (3) Khuwārizmī. op. cit. p. 38.
- (4) カリフ Muqtadir の治世二四年間(九〇八—九三二)に、一六回もフジール交替があつた。
- (5) Sabi. 235
- (6) Misk. III. 46.

結 語

サラーフが兩替、預金、小切手取扱、高利貸付などを行なっていた事は先に述べた通りである。これは、中世末

期イタリヤなどにみられるカンブソーレスと同一機能を果たした前期的資本家と考えてよい。では、ジャフバズはどうであったか。彼らが預金、貸付、小切手、手形取扱などを行なったという點に關しては、サッラーフとその經濟的機能を一にしていたといえる。すなわち、その點に關してはジャフバズもまた前期的資本家であつたとしてよい。ではジャフバズとサッラーフとは如何なる點で異なつていたか。それは、三章以下の考察によつてもわかるように、ジャクバズが徵稅請負、公金送付、カリフ廷貸付、公金出納業務などにも關與していたという點である。このようなジャフバズの公的性格より、それを官吏と考える説もあることはすでに述べた通りであるが、ジャフバズの業務は貨幣取扱業著しかなしえないものであるということ、ジャフハズという代りに「商人」という語が資料内各所に出ているという點、徵稅請負の時に於ける報酬が納稅人の負擔になつており、地方政廳より支辨されてないという點より、私は官吏説には同意しえない。また、これは中世ヨーロッパにおいて、王侯貸付、租稅取立、公金内納などに關與していたクレスユバルデイ家、メデイチ家など特殊銀行家の

ことを想起すれば、一層はつきりすると思う。

ジャフバズはペルシア語の *Kilbad* の轉訛したものであるといわれているが、サーサン朝時代のキフバドが如何なるものであつたかはわからない。また、イスラーム帝國においていつ頃よりジャフバズが登場して來たかも判然としない。しかし、一〇世紀になつてからジャフバズという稱號をもつた者が多くあらわれるようになったという *Fischel* の指摘 (*op. cit.* p. 3) ならびに、ジャフバズの機能より考察するなら、軍人、官吏の給料支拂増加のため國家財政が窮乏を告げ始め、また、各種地方的通貨の混在、貨幣の秤量化の著しくなつた時 (一〇世紀) にカリフ政廳は前期的資本家のある者にジャフバズという稱號を與え、本稿で考察した各種の公的業務を行なわせたものと思われる。

一方、ジャフバズも國家財政にタッチすることにより、政治的權力を通じ利潤抽出を行った。所謂、*Max Weber* の「*ヌレ手デ栗ヲツカム政治寄生的資本家*」の範疇に入らるべきものではなかつたかと思うのである。

On the Origin of the *Ch'ing-miao-fa* 青苗法

Yasushi Kusano

Since the merchants practiced the cornering of cereals, boosted the prices and sold at high prices to the government, the northern Sung dynasty faced a difficult financial problem to supply its army with provisions. Consequently, the government attempted to control the merchants first by means of prohibiting commercial transactions during the period of government purchasing and buying from the farmers. This policy proved a failure because of the merchants' advance purchase in the form of loans to the producers. The *ch'ing-miao-fa* system, which was no less than government advance buying, was brought into practice to cure this difficulty.

A Sidelight on Islamic Financiers, especially the *Jahbadh*

Syôkô Okazaki

The author tries to make clear the nature of the *jahbadh* system, which has been little explored because of its complicated character. The term *jahbadh* is a derivative from the Persian *kihbad*, and seems to have appeared about the tenth century. The *jahbadh* was a kind of licensed financial agent whose business was to collect taxes, remit government funds, loan to the caliphate, etc. and in return he was granted some privileges. This system came into existence as a result of confused local currency and different purities of precious metals, developing into a politico-financial organization with the progress of the deterioration of the financial system.

The *Nien-tzu* 捻子 and the *Nien* Rebellion 捻軍

Sinji Ono

The *Nien-tzu* organization, which was the core of the *Nien-tzu* Rebellion (1853-68), was not a simple secret society affiliated with the